

表5-1 複数業務要因災害に係る精神障害の労災補償状況

年 度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
区 分	決定件数 ^{注2}	0 (0)	10 (5)	11 (5)	15 (9)	17 (10)
	うち支給決定件数 ^{注3}	0 (0)	2 (0)	4 (0)	2 (0)	4 (1)
	[認定率] ^{注4}	[0.0%] (0.0%)	[20.0%] (0.0%)	[36.4%] (0.0%)	[13.3%] (0.0%)	[23.5%] (10.0%)
うち自殺 ^{注5}	決定件数	0 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)
	うち支給決定件数	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)
	[認定率]	[0.0%] (0.0%)	[0.0%] (0.0%)	[0.0%] (0.0%)	[100.0%] (0.0%)	[0.0%] (0.0%)

- 注 1 複数業務要因災害の請求は業務災害の請求と区別されずに行われることから、請求件数は区分して集計していない。
 2 決定件数は、当該年度中の支給・不支給決定の計であり、前年度以前に請求されたものについて決定した件数を含んでいる。
 3 支給決定件数は、決定件数のうち「複数業務要因災害」と認定した件数である。
 4 認定率は、決定件数に占める支給決定件数の割合である。
 5 自殺は、未遂を含む件数である。
 6 ()内は女性の件数で、内数である。なお、認定率の()内は、女性の決定件数に占める支給決定件数の割合である。
 7 複数業務要因災害に係る審査請求事案の取消決定等はない。

図5-1 複数業務要因災害に係る精神障害の決定及び支給決定件数の推移

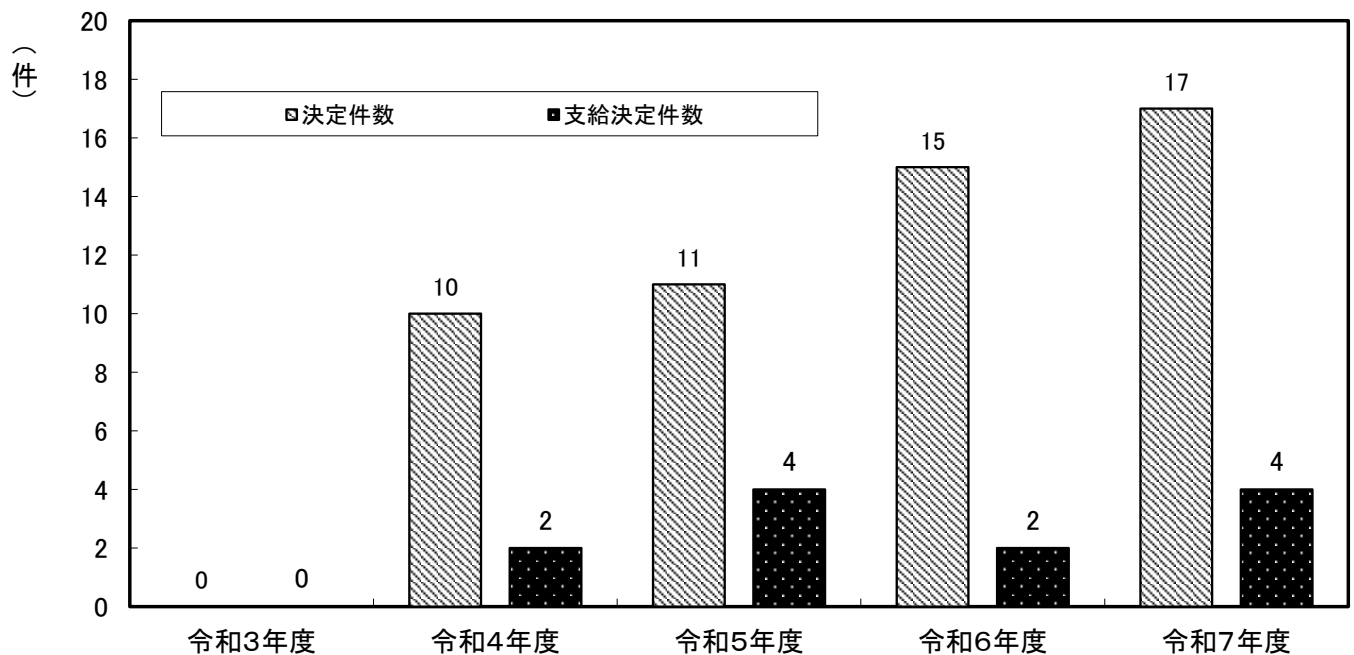


表5－2 複数業務要因災害に係る精神障害の年齢別決定及び支給決定件数

年度 年齢	令和6年度				令和7年度			
	決定件数		うち支給決定件数		決定件数		うち支給決定件数	
	うち自殺		うち自殺		うち自殺		うち自殺	
19歳以下	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
20～29歳	3 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
30～39歳	6 (3)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	6 (3)	0 (0)	2 (0)	0 (0)
40～49歳	3 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	5 (2)	0 (0)	2 (1)	0 (0)
50～59歳	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
60歳以上	3 (1)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合計	15 (9)	1 (0)	2 (0)	1 (0)	17 (10)	0 (0)	4 (1)	0 (0)

注 1 自殺は、未遂を含む件数である。
2 ()内は女性の件数で、内数である。

表5-3 複数業務要因災害に係る精神障害の時間外労働時間別(1か月平均)支給決定件数

区分 \ 年度	令和6年度		令和7年度	
		うち自殺		うち自殺
20 時 間 未 満	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
20 時 間 以 上 ～ 40 時 間 未 満	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
40 時 間 以 上 ～ 60 時 間 未 満	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
60 時 間 以 上 ～ 80 時 間 未 満	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
80 時 間 以 上 ～ 100 時 間 未 満	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
100 時 間 以 上 ～ 120 時 間 未 満	0 (0)	0 (0)	2 (1)	0 (0)
120 時 間 以 上 ～ 140 時 間 未 満	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)
140 時 間 以 上 ～ 160 時 間 未 満	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)
160 時 間 以 上	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
そ の 他	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)
合 計	2 (0)	1 (0)	4 (1)	0 (0)

注 1 本表は、支給決定事案ごとに心理的負荷の評価期間における1か月平均の時間外労働時間数を算出し、区分したものである。

2 その他の件数は、出来事による心理的負荷が極度であると認められる事案等、労働時間を調査するまでもなく明らかに「複数業務要因災害」と認定した事案の件数である。

3 自殺は、未遂を含む件数である。

4 ()内は女性の件数で、内数である。

表5-4 複数業務要因災害に係る精神障害の出来事別決定及び支給決定件数一覧

出来事の種類	具体的な出来事 注1	令和6年度				令和7年度			
		決定件数		うち支給決定件数		決定件数		うち支給決定件数	
		うち自殺		うち自殺		うち自殺		うち自殺	
1 事故や災害の体験	業務により重度の病氣やケガをした	3 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
2 仕事の失敗、過重な責任の発生等	多額の損失を発生させるなど仕事上のミスをした	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	顧客や取引先から対応が困難な注文や要求等を受けた	1 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
3 仕事の量・質	仕事内容・仕事量の大きな変化を生じさせる出来事があった	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	1か月に80時間以上の時間外労働を行った	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	5 (2)	0 (0)	2 (0)	0 (0)
	2週間以上にわたって休日のない連続勤務を行った	2 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)
5 パワーハラスメント	上司等から、身体的攻撃、精神的攻撃等のパワーハラスメントを受けた	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
6 対人関係	同僚等から、暴行又はひどいいじめ・嫌がらせを受けた	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	上司とのトラブルがあった	2 (1)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	5 (4)	0 (0)	1 (1)	0 (0)
	顧客や取引先、施設利用者等から著しい迷惑行為を受けた	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
7 セクシュアルハラスメント	セクシュアルハラスメントを受けた	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
9 その他 注2		2 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合計		15 (9)	1 (0)	2 (0)	1 (0)	17 (10)	0 (0)	4 (1)	0 (0)

注 1 「具体的な出来事」は、令和5年9月1日付け基発0901第2号「心理的負荷による精神障害の認定基準について」別表1による。ただし、令和6年度及び令和7年度のいずれの年度も件数が0件の場合は非表示としている。

2 「その他」は、評価の対象となる出来事が認められなかったもの等の件数である。

3 自殺は、未遂を含む件数である。

4 () 内は女性の件数で、内数である。